

○一関市空家等解体工事資金利子補給補助金交付要綱

令和3年3月1日

告示第53号

(目的)

第1 空家等の解体を促進するため、空家等を解体しようとする者が解体工事のための資金として金融機関から貸付けを受けた場合における利子に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により、空家等解体工事資金利子補給補助金（以下「利子補給金」という。）を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存する建築物又はこれに附属する工作物（立木その他の土地に定着する物を含む。）であって居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (2) 所有者 空家等の所有権を有する者（所有権を有する者が死亡している場合は相続人を含む。）をいう。
- (3) 親族 空家等の所有者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条で定める親族をいう。）をいう。
- (4) 解体工事 空家等を解体するための工事であって、市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する事業者が施工するものをいう。

(利子補給金の対象)

第3 利子補給金の対象となる資金は、空家等の解体工事に要する費用として、市内に本店又は支店を有する金融機関のうち市内に所在する本店又は支店から貸付け（書面による金銭消費貸借契約等を締結するものに限る。）を受けた資金とし、500万円を超える場合は500万円とする。

(利子補給金の交付対象者)

第4 利子補給金の対象となる者は、第3に規定する貸付けを受けた者であって、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 解体しようとする空家等の所有者又は親族である者

- (2) 空家等の所有者の全員から解体工事の実施について同意を得ている者
- (3) 交付対象者を含む世帯全員が市税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（利子補給金の対象期間）

第5 利子補給金の交付の対象となる期間は、貸付けを受けた月の翌月から起算して60月を限度とする。

（利子補給金の額）

第6 利子補給金の額は、第3の資金の貸付けを受けた対象者が、第5に定める期間に資金に係る利子（遅延利息を除く。）として支払った額以内の額とする。ただし、資金に係る利率が年2.5パーセントを超える場合は、年2.5パーセントの利率として算出した利子の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

（提出書類及び提出期日）

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（申請の取下げ期日）

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内とする。

（報告、調査及び指示）

第9 市長は、利子補給金の交付に関し必要があると認めるときは、利子補給金の交付を受けた者に対し報告を求め、関係書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和3年3月1日から施行する。

改正文（令和5年7月7日告示第317号抄）

令和5年度分の補助金から適用する。

別表（第7関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	空家等解体工事資金利子補給補助金交付申請書 1 借入金に係る金銭消費貸借契約書及び償還予定表の写し 2 誓約書 3 解体工事の契約書の写し 4 解体する空家等が確認できる写真 5 空家等に係る固定資産税課税明細書の写し 6 申請者を含む世帯全員（納税義務者に限る）の前年度の納税証明書	第1号 第2号	1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	空家等解体工事資金利子補給補助金請求書 1 空家等解体工事資金償還実績報告書 2 返済金額を確認できる書類 3 空家等を解体したことが確認できる写真（提出済みの場合は省略可）	第3号 第4号	1部 1部 1部	別に定める。